

## テニスコート使用細則(3月23日理事会への具申案)

六甲柏尾台団地管理組合法人管理規約(以下「管理規約」という。)第12条(使用細則)の規定に基づきテニスコートの管理又は使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

- テニスコート使用日および使用時間
  - 使用日は、管理会社の管理人の出勤日に合わせるものとする。
  - 午前10時から午後6時(ただし、11月1日から2月末日までは午後5時まで)
  - ただし、使用時間外に使用を希望する場合は、事前(1週間位前)に、理事長の許可を得ることで、例外的に使用できるものとする。
  
- テニスコート使用料
  - 組合員・準組合員とその家族、および同伴者は無料
  - 理事会の承認で、外部に対する貸与は有料(1時間当り1000円)
  
- テニスコート使用の申込方法
  - クラブハウス入口横の壁に掲示板を設置して、各利用者の自己責任管理を主旨として、掲示板に書き込むことにより、予約申し込みとする。
  - 申込みは先着順、ただし一回の使用につき一度の申込みとし、同一用途について複数の予約は禁止する。
  
- テニスコート使用上の基本的遵守事項
  - コート内では、スポーツウェア・テニスシューズを着用すること。
  - コート内での食事、喫煙は禁止する。
  - テニスコート内でのけがや盗難などの事故については、使用者の自己責任。(お子様ご同伴の場合は、事故などに十分ご注意ください。)
  - 終了時には、コートのブラッシング、整地、整頓をしてから退出すること。
  - ゴミや空き缶は放置せず、各自が必ず持ち帰ること。